

公立大学法人沖縄県立看護大学 危機管理委員会設置要綱

制 定 日：令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人沖縄県立看護大学危機管理規程第4条第2項の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立看護大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本学において発生する様々な事象に伴う危機を未然に防止し、又は危機の発生に迅速かつ的確に対処できるようにするため、次の業務を行い、日常的な危機管理の充実を図るものとする。

- (1) 危機管理に関する体制整備に関すること
- (2) 危機管理に関する規程及び要綱等の整備又は見直しに関すること
- (3) 危機管理マニュアル等の整備に関すること
- (4) 危機管理に関する研修・訓練の立案、実施に関すること
- (5) 学生及び教職員が危機を被ることのないよう安全管理を徹底すること
- (6) 学生及び教職員に対し、危機管理に関する情報を提供すること

(組織)

第3条 委員会は、理事長が指名する者をもって組織し、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、理事長が指名する委員をえて、委員会を代表し会務を総括する。

3 副委員長は、理事長が指名する委員をえて、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。